

2. 嘉納治五郎師範による柔道講義覚書について

講道館／講道館柔道資料館 学芸員 本橋端奈子

キーワード：嘉納治五郎、嘉納治五郎自筆資料、翻刻

2. On “Memorandum of Judo Kogi (Lectures on Judo)” by Jigoro KANO Shihan

Hanako MOTOHASHI (Kodokan Judo Institute/Kodokan Judo Museum)

Key words : Jigoro KANO, Jigoro KANO's own handwriting, transcription

Abstract

This document is a “Memorandum of Kogi (Lectures)” on Judo written by Jigoro KANO Shihan, the founder of Judo. The document describes the logic of Judo matches and Nage-waza (Throwing Techniques) and it is estimated that it was established in April 1888. It is one of the materials stored in the Kodokan library, which has been a non-disclosure item so far with a few exceptions, and the full text has been reprinted to be exhibited here.

The main content of the material consists of 1) Judo in general and Kogi (Lectures) on Nage-waza (Throwing Techniques) instructions and 2) the “Summary of Kodokan Judo Training” in the Kodokan Rules and Regulations.

I. 摘要

本資料は、講道館柔道の創始者 嘉納治五郎師範（以下、嘉納師範と略す）が記した柔道についての講義覚書である。柔道勝負の論理や投技の説明などが直筆で控えてあり、内容から明治21（1888）年4月の成立であると推測される。講道館の所蔵資料で、これまで一部を除き非公開であったが、この度全文を翻刻し掲載する。

II. 資料について

この資料は、「柔道雑記」^{注1)}（嘉納師範筆、明治21年）など師範直筆資料群と同じ保存箱に入つて収蔵庫にて保管されていた。

体裁は、原稿用紙を袋綴にし、紙縫りで1箇所だけ留めてある線装（大和綴）である。原稿用紙には中央に「学習院」の印刷が入っており、嘉納師範が講師・教頭等を勤めた官立学習院の用箋であったことが分かる。法量は縦27.6cm、横19.9cmで、紙数は8紙である。大部分が毛筆書き、一部のみ鉛筆にて記してあった。また本資料には嘉納師範の署名はないが、「柔道雑記」の文字形と照合し、嘉納師範の手であると比定した。

資料内容は主に、1. 柔道一班、投技解説などの講義手控え 2. 講道館規則のうち「講道館柔道修行要旨」である。

1は柔道の初心的な解説、勝負について、投技の解説、など嘉納師範講義の手控えである。

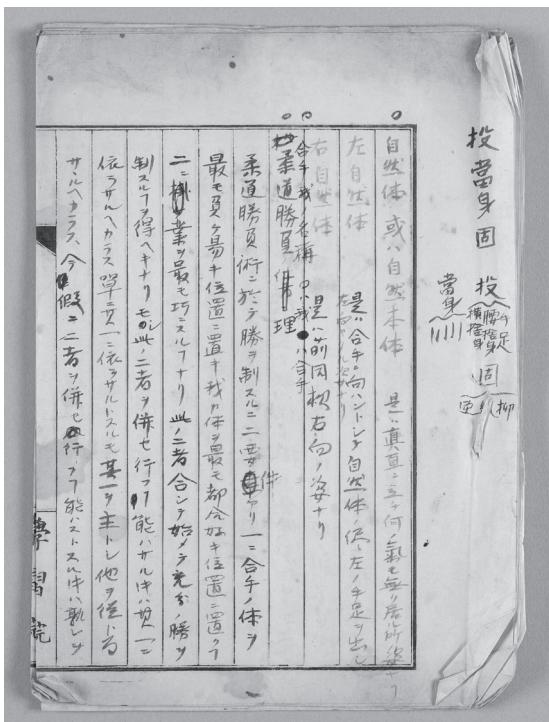
年代の記述はないが、講義を行った日付4月8日・5月13日・5月27日の記載が見られる。日付の間隔が35日間・14日間と、7の倍数で開いていることから、特定の曜日に講義を行ったと推察される。富士見町道場時代の追憶に、「日曜になると、先生の柔道の御講話が必ず行はれます。その時分には先生は桐の机の上に一尺餘りの人形を立たせていろいろにそれを扱つて柔道の理論を説明されたものでした。又有段者の研究會も隔週の日曜午後には厳重に開かれたのです^{注2)}」「隔週日曜の午後、研究會を開くを例とす。師範、桐の几の前に坐し、几上に、一尺餘の人形を立たしめ、之に依つて、柔道の技術と理論とを説明す」^{注3)}とあり、東京市麹町区富士見町^{注4)}に道場があった明治19（1886）年から明治22（1889）年の間には、柔道の座学講義が始まっていたとみられる^{注5)}。前述の3つの日付が日曜に当たる年は明治16（1883）年と明治21（1888）年、明治27（1894）年であるが、本文7ページに「投ノ形ニアル所ノ三手ヲ主トシテ、説明スル」とあるように、投の形が制定された後の講義と考えられる。以上の事から本資料は、“富士見町に道場が移転した明治19年以降”“投の形が制定された明治17～18年以降”“嘉納師範が学習院に勤務していた明治15年～22年”が重複する明治21年の成立であると推定できる^{注6)}。「柔道雑記」より4か月程前の明治21年4月から日曜日に定期的に柔道講義が行われるようになり、その年の8月夏期休暇期間には、「柔道雑記」にある連日の集中講義が行われたと考えられる。

1ページの端書「投當身固～」や2ページの端書「作 掛」は、追筆の形で後から書かれており、嘉納師範の推敲の跡が見て取れる。「柔道雑記」ではこれらの「投當身固」などの文言が本文に組み込まれているところを見るに、やはり本資料のほうが「柔道雑記」より前に書かれた覚書であると推察できる。

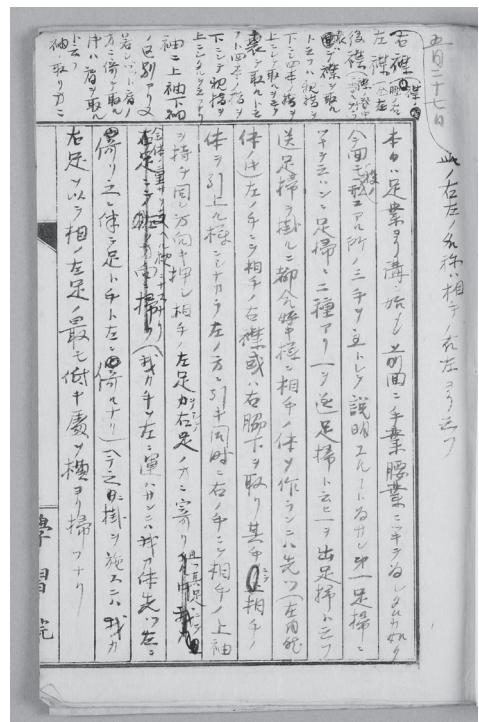
また、5ページの「五月十三日／本日ハ、手業ニツキテ講セン」の部分も後から鉛筆で書き足している。本資料において鉛筆書きの部分は、この5ページの箇所と、16ページの計算式の箇所のみである。

7ページの端書「右襟（襟ノ胸ノ右）左襟（全左）～」の部分は、原稿用紙の上部に書かれており、内容は8ページの端書へ続く。表記の都合上、分かれて掲載したが、「袖ノ取り方ニ順ニ取ルト云フアリ～」と7ページ8ページ端書は繋げて読下していただきたい。

2は講道館で定められていた柔道修行要旨である。前出「柔道雑記」には講道館概則が記されており、そこに「其他ノ講道館細則ハ之ヲ略ス^{注7)}」とあった。今般公開するこの講道館規則 講道館柔道修行要旨は、略された細則部分に当たるかと思われる。この覚書から約10年後、嘉納師範の「講道館柔道講義^{注8)}」には、爪のこと、帯の結び目のこと、道場の掃除のことなど同様の注意事項が書かれている。



(写真1) 1ページ



(写真2) 7ページ

III. 凡例

- 文章の区切りの箇所で適宜改行した。
- 筆者の注記は【】で示した。
- 適宜、読点と並列点を施した。
- ページ数はそれぞれ〔1ページ〕などと表した。
- 傍書、追筆、端書などはそれぞれ〔傍書〕などとして、そのあとに内容を〔〕で囲って示した。
- 見せ消ち（1度書いた文字を線などで消して、訂正前の内容が分かるようになっている箇所）は□で示し、そのあとに訂正箇所を〔〕で示した。
- 末梢箇所は■で示した。抹消の判読不能箇所は□とした。
- 割書（1行の半分の大きさの文字で、2行に割って書くこと）は〈〉で示した。またその中に2行に亘る場合は、／で改行を表した。
- 合略文字は表記の都合上、フはそのまま、それ以外はカタカナに改めた。
 - 例) フ…コト 片…トキ ハ…トモ など
- 丸括弧 ()、傍線_____、丸の表記○●。、ルビは嘉納師範の手によるものである。

IV. 本文

[1ページ]

〔追筆・端書〕 [投當身固　　投（手足・腰捨身・横捨身）　固（抑・絞・逆）　當身（～・～・～・～・～）]

。自然体 或ハ自然本体…是ハ真直ニ立チ何ノ氣モ無ク居ル所ノ姿ナリ

左自然体…是ハ合手ニ向ハントシテ自然体ノ併、左ノ手足ヲ出シ、左向キタル姿ナリ

右自然体…是ハ前同様、右向ノ姿ナリ

〔追筆〕 [。合手 我ノ名稱 ○ハ我 ●ハ合手]

。柔道勝負ノ仕方ニ [理]

柔道勝負術ニ於テ勝ヲ制スルニ二要素 [件] アリ、

一ニ、合手ノ体ヲ最モ負ケ易キ位置ニ置キ、我カ体ヲ最モ都合好キ位置ニ置ク、

二ニ、掛け業ヲ最モ巧ニスル、

此ノ二者合シテ、始メテ充分ノ勝ヲ制スルヲ得ヘキナリ、モ□ [シ] 此ノ二者ヲ併セ行フトキ [コト] 能ハサルトキハ、其一ニ依ラサルヘカラス、單ニ其一ニ依ラサルトスルモ、其ヲ主トシ他ヲ従ト為サ、ルヘカラス、今□假ニ二者ヲ併セ合行フ能ハストスルトキハ、孰レヲ

[2ページ]

[端書] [作 掛]

用キテ可ナラント云フ問ニ、左ノ答ヲ以テセサルヘカラス、

体育ヲ目的トスルトキハ [コトナク]、全ク [勝負] ヲ [ノミヲ] 目的トスルトキハ、第二ノ法ニ依ラサルヲ得ス、体育ヲ目的トスルカ或ハ体育ト勝負ヲ兼テ目的トスルトキハ、第一ニ依テサルヘカラス、

第一ノ法ニテ、合手ノ体ト我カ体トヲ都合好キ位置ニ置クヲ、〔傍書。〕 [単ニ] 作ト云フ、合手ノ体ヲ都合好キ〔傍書。〕 [位] 置ニ為スヲ作合手ヲ作ルト云ヒ、我カ体ヲ都合好キ位置ニ為スヲ我ヲ作ルト云フ、

第二ノ法ニテ、合手ニ我カ業ヲ用キルヲ掛ト云フ、故ニ、作ト掛ト合体シテ始メテ完全ヲ得ルナリ、

扱又、作ニ、投ノ作・當身ノ作・固ノ作ノ別アリ、掛ニ、投ノ掛・固ノ掛・當身ノ掛ノ別アリ、茲ニ先ツ投ノ作ヨリ論シ始メン、

[3ページ]

抑モ投ノ作タルヤ、其種類最モ多シト雖モ、要スルニ、我ヨリ少ノ力ヲ用キテ、合手ヲシテ容易ク倒レシムル〔追筆〕「様スル」ニアリ、

次回ハ投ノ作ヲ講セン、

四月八日講義

作ト掛ハ、相待テ離ルヘカラサルモノナリ、故ニ、一ヲ論〔傍書。〕〔セ〕スシテ他ヲ論スル
モノ甚難シ、
業ノ順序ヨリ論スレハ、作出来テ然ル後、業掛ルナリ、
然レトモ、意匠ノ上ヨリ云ヘハ、掛業ヲ第一ニ考ヘテ、來〔其〕レニ都合ノ好キ作ヲ為スヘキ
ナリ、故ニ、何レヨリ先ニ論スルモノ出来得ヘキナリ、
今日ハ、第一ニ作ノ總論ヲ為シ、次ニ投ニ種々ノ掛方アルヲ講シ〔セン〕、
而シテ此後、漸次各種ノ掛ニ應スヘキ作ヲ論辯セン、

〔4ページ〕

作ニ無数ノ別アリト雖モ、今最モ多キ場合ト最モ分リ易キ場合ノ上ヨリ云フトキハ、六
種ニ分ツ可シ、

- 第一 前
- 第二 後
- 第三 左前ノ隅
- 第四 左後ノ隅
- 第五 右前ノ隅
- 第六 右後ノ隅

是ナリ、

投ノ場合ニ於テハ、作ヲ崩シト云フモ可ナリ、
之ニ一言附シ置カン、右〔今〕假ニ、右自然体ニ組ミ居ルトキ、頭並ニ足ノ方向ニ直ニ引ク
トキハ、体ノ関係ヨリ云フトキハ、隅ニ引クカ如シト雖モ、之〔是〕然ルニアラス、足ノ位地
【マヽ】ニ對シテ隅ニ引クニアラサレハ、隅ニ崩スト云フヘカラス、

投ニ五種アリ、

手業・〔傍書〕〔腰業〕・足業・真捨身業・横捨身業 是レナリ、
其斯ノ如キ名称ノアル所以ハ、其各有セル著名ナル性質ニ基クナリ、手業ニ最モ多ク手ヲ用フ
ルカ如シ、各種ノ業ニ一々名称アリト雖モ、

〔5ページ〕

初身【マヽ】ノ者、悉ク之ヲ知ルヲ得ス、然レトモ、此ノ五種ノ別ヲ知ルトキハ、如何ナル
業ヲ見ルモ其類ニ基キ、相當ナル名称ヲ附シ、人ニ語リ、紙ニ記スルヲ得ヘシ、故ニ各種ノ
名称ヲ知ルヲ得ル前ニハ、先ツ此ノ五種ノ別ヲ知リ置ケン便利ナリ、
抑〔次〕回ニハ、各種ノ投業ヲ一々述へ、之ニ對スル作ヲ講述セン、

〔追筆〕〔五月十三日 本日ハ、手業ニツキテ講セン、〕

〔6ページ〕【白紙】

[7ページ]

[追筆・端書] [五月二十七日]

本日ハ、足業ヨリ講シ始メン、前回ニ手業腰業ニツキテ為シタルカ如ク、今回モ〔追筆〕「投ノ」形ニアル所ノ三手ヲ主トシテ、説明スルコト為サン、

第一 足掃ニツキテ云ハンニ、足掃ニ二種アリ、一ヲ送足掃ト云ヒ、一ヲ出足掃ト云フ、
送足掃ヲ掛ルニ都合好キ様ニ相手ノ体ヲ作ランニハ、先ツ（左自然体ノトキ）左ノ手ニテ相手ノ右襟、或ハ右脇下ヲ取り、其手ノ上〔ニテ〕相手ノ体ヲ引上ル様ニシナカラ、左ノ方ニ引キ、
同時ニ右ノ手ニテ相手ノ上袖ヲ持テ、同シ方向キ押シ、相手ノ左足カ〔ヲシテ〕右足ノ方ニ寄リタルトキ我カ右足ニテ左ノ方向ニ掃フ〔且ツ、其足ニテ全体ノ重サヲ支ヘル様ニナスナリ、〕
(我カ手ヲ左ニ運ハサンニハ、我カ体先ツ左ニ倚リ、之ニ伴テ足ト手ト左ニ倚ルナリ)今、之カ〔ニ〕掛ヲ施スニハ、我カ右足ヲ以テ相ノ【マヽ】左足ノ最モ低キ處ヲ、横ヨリ掃フナリ、

[追筆・端書]

〔右襟（襟ノ首〔胸〕ノ右）

左襟（全左）

後襟（襟ノ背中ニ當ル所ナリ）

〔傍書。〕〔此ノ右左ノ名称ハ相手ノ右左ヨリ云フ、〕

面〔表〕デ襟ヲ取ルト云フハ、親指ヲ下ニシ、四本ノ指ヲ上ニシテ取ルヲ云フ、

裏テ取ルト云フハ、四本ノ指ヲ下ニシテ、親指ヲ上ニシタルヲ云フナリ、

袖ニ上袖下袖ノ區別アリ、又若シヅット肩ノ方ニ倚テ取ルトキハ、肩ヲ取ルト云フ、
袖ノ取り方ニ]

[8ページ]

出足掃ハ、多クハ相手ノ自然ニ足ヲ出ス際、之ヲ掃フモノナレハ、別段、作ヲ要セス、然シ、
タマニハ多少上袖ヲ引キ乍ラ、相手ノ足ノ出ルヲ促スモノアリ、總テ出足掃ニハ出タル足ノ相
手ノ体ノ乗ルヲ必要ナリ、

次ハ釣込足 是レニモ掃釣込足・支釣込足ノ二種アリ、

掃釣込足モ支釣込足モ、作ハ殆ト同一ナリ、左自然体トスレハ先ツ右手ニテ上袖ヲ持チ、左手ニテ〔傍書〕〔相手ノ〕右襟或ハ脇下ヲ取り、前引キ出ス、斯クシテ相手ノ体力左足ニ乗り、
前ニ傾ク様ニ仕掛けクナク、充分前ニ傾向キ、中心ノ崩レントシタルトキ、掃釣込足ノ方ナレ
ハ、我カ右足ニテ相手ノ左足ヲ〔ノ〕下ヲ掃フナリ、支釣込足ノ方

[追筆・端書]

〔順ニ取ルト云フアリ、逆ニ取ルト云フアリ、

順ニ取ルハ、平常稽古ノトキノ様ニ取ルヲ云フ、逆ニ取ルト云フハ、指ヲ中ニ入レ、
袖ノキレヲ握ルナリ、

帶ヲ取ルニ、表テ取ル・裏テ取ルノ別アリ、

表テ取ルトハ、四本ノ指ヲ上ニシテ取ルナリ、裏テ取ルトハ、四本ノ指ヲ下
ニシテ取ルナリ、]

[9ページ]

ナレハ、相手ノ左足ノ下部ニ我カ右足ヲ当テ置キ、尚ホ一層右手ニテ袖ヲ引クナリ、

次ニ内股 内股ニ送 [大] 内股・小引 [大] 内股・高内股・送内股ノ別アリ、

大内股トハ、左■向ノトキ左ノ手ハ相手ノ右襟或ハ脇下ヲ取り、右手ハ相手ノ上袖ヲ取り、少々前へ引キ〔傍書〕〔上ケ〕乍ラ〔傍書〕〔上〕左へくト相手ノ体ヲ寄セ、稍ヤ〔傍書。〕〔相手〕我カ体ニ近ツキ、相手（相手ノ体ノ置位【マヽ】ヨリ云ハゞ）左前ノ向ニ傾キ、左足ニ体ヲ乗セ、右足最モ我カ体ニ近ツキタルトキ、我ハ左足ノ股ニテ相手ノ右足ノ股ニ掛け、上へ後口ヘト上ケル、同時ニ我カ右手ハ、相手ノ袖ヲ我カ腰ノ方ニ近キ【マヽ】ツケルナリ、

小内股ハ、体ノ作り方ハ大内股ト大体同シコトナレトモ、向我カ力ヲ入ル、方向ニ

〔端書〕〔又、帯ニ前帶・後帶・■〔左〕横帶・右横帶・右前隅・左前隅・右後隅・左後隅帶ノ区別アリ、〕

[10ページ]

相■違アルナリ、小内股モ少々手ノ持チ方ハ同一ナレトモ、前右ヘ前右ヘト引キ付ケルナリ、此クシテ相手ノ体力先前ノ如ク、前ヘ右ヘト傾キタルトキ、我ハ体ヲ左ヘ少々廻シ乍ラ、相手ノ右足ヘ左足ヲ〔股ヲ我カ左股テ〕掛けケルナリ、又同時ニ右手ヲ引クナリ、此ノ場合ニ於テハ、相手ノ右足ハ我カ左足ニ接近スルヲ要セサルナリ、何トナレハ、掛け■ル所ハ、我カ体ヲ廻シ股ヲ入レルニアレハナリ、

送内股ハ、一度ニテ掛けカラサリシ内股、向フヘ送リ行キ遂ニ〔傍書〕〔相手ノ〕後ヘ倒スヲ云フナリ、

高内股トハ、我カ右手ハ（左向ノトキ）相手ノ横帶〔左〕前隅帶ヲ取り、〔傍書〕〔我カ〕左ノ手ハ相手ノ左襟ヲ表テ取ルナリ、而シテ、相手ノ体ヲ

[11ページ]

前ニ崩シ乍ラ足ノ股ヲ大キク相手ノ左股ニ入レ、上ヘ後口ヘトアケ、左手ハ我カ体ノ方■〔ニ〕引キ投ケルナリ、相手ノ体内股ノ内ニテ最モ高ク上ル故ニ、高内股トハ云フナリ、

[12ページ] 【白紙】

[13ページ] 【白紙】

[14ページ] 【白紙】

[15ページ]

柔道トハ如何ナルモノソ

柔道ノ修業ヲ半途ニシテ廃スルトキハ利益少シ、其奥義ニ通スルニ至テハ、大ナル利益アルモノナリ、

講道館規則

講道館柔道修行要旨

- 一、稽古ヲ始ムルノ前注意三ヶ條ノフ 〈大小便 飲食／瓜 [爪]〉
- 一、手 [足] ノ出シ方ノフ
- 一、修行心持ノフ
- 一、手ノ衝キ方ノフ 手ノ打チ方ノフ
- 一、座次ノフ
- 一、諸合図ノフ
- 一、衣服ニ針等ハ無キヤ能ク注意スルフ
- 一、帶ノ後ニ廻テ居ラヌ様注意スルフ

[16ページ]

- 一、最初ハ存外草臥ルモノナリト云フヲ教〔話〕シ置クフ
- 一、横捨身ノトキ手ノ衝キ様
- 一、投ケラレタルトキ、頭ヲ上ケテ居ラ子ハ頭ヲ打ツノ恐アルフ
- 一、手足ハ或ル方向シ成シ置ケハ、怪我ノ有リ様無キフ
- 一、人ヲ投ケルニハ、人ノ居ラヌ方ニ投ケサルヘカラス、又他ノ人ハ、如何ナル方向キ飛ヒ来ルヤニ注意セサルヘカラス
- 一、疊ヲ能ク掃除シ、塵ノ無キ様注意シ置クフ

[追筆・横向きに鉛筆書きで]

2759

5

13795

1602

15397

1

16597

本文注

注1) 講道館蔵、『講道館柔道科学研究会紀要』第十七輯（令和元年）掲載

注2) 「講道館昔咄 明治十九年の頃」小田勝太郎著『柔道』第3巻第9号（大正6年）

注3) 「講道館発展史 附、柔道界の人物（十三） 富士見町道場 第二期研究時代の一」黒頭巾著『柔道』第3巻第10号、柔道会本部事務所発行（大正6年）

注4) 現・東京都千代田区九段南

注5) 家塾 嘉納塾では最初期の明治16年ころから嘉納師範による処身法・修身法講義や相互に

話を披露する講談会などが定期的に行われていた（『嘉納塾同窓会雑誌』第1号（明治26年）等）が、柔道の技や理論に関する体系的な座学講義は、門人数が急速に増えた富士見町道場時代に定例化したと考えられる。

注6) 学習院を辞した後も用箋は持っていて使用していたとも考えられるが、嘉納師範の処身法講義の日程等が詳細に記録されている『嘉納塾同窓会雑誌』の明治27年4月8日の項（『嘉納塾同窓会雑誌』第5号）に柔道講義の記録は無かった。

注7) 「柔道雑記」『講道館柔道科学研究会紀要』第十七輯（令和元年）

注8) 「講道館柔道講義（第十五号の続き）」『国士』第17号、造士会発行（明治33年）